

## 日光国立公園満喫プロジェクト地域協議会設置要綱（案）

### （目的）

第1条 国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを日光国立公園において推進するための具体的なプログラム（以下、「ステップアッププログラム2020」という。）を策定し、実施していくことを目的に、関係機関の相互の連携を図るため、日光国立公園地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- （1）日光国立公園における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項
- （2）「ステップアッププログラム2020」の策定及び実施に関する事項。
- （3）その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項。

### （構成員）

第3条 協議会は、別表に掲げる者等をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じアドバイザーを招集することができる。

### （会議）

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、座長が進行する。
- 3 座長は、栃木県環境森林部長をもってその任に充てる。

### （作業部会）

第5条 協議会の協議事項を円滑に進めるため、協議会の下に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、必要に応じて事務局が招集する。
- 3 作業部会では、次の事項について協議する。
  - （1）協議会から付託された事項
  - （2）協議会に付議すべき事項
  - （3）その他、協議会の運営を円滑にするために資する事項
- 4 作業部会では、必要に応じてアドバイザーを招集し、又は関係機関へのヒアリングを行うことができる。

### （事務局）

第6条 協議会の事務局は、栃木県環境森林部自然環境課及び環境省関東地方環境事務所に置く。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

## 第3条第1項 構成員

構成員	
《国の機関》	
1	環境省関東地方環境事務所長
2	国土交通省関東地方運輸局観光部長
3	国土交通省関東地方整備局企画部長
4	林野庁関東森林管理局計画保全部長
《地方自治体》	
5	栃木県環境森林部長
6	栃木県産業労働観光部長
7	栃木県県土整備部長
8	日光市副市長
9	那須塩原市副市長
10	那須町副町長
11	矢板市副市長代理総合政策課長
12	塩谷町産業振興課長
《観光関係団体》	
13	(公社)栃木県観光物産協会会長
14	(一社)日光市観光協会会長
15	塩原温泉観光協会会長
16	黒磯観光協会会長
17	(一社)那須町観光協会会長
18	矢板市観光協会会長
《交通事業者》	
19	東日本旅客鉄道(株)大宮支社営業部長
20	東武鉄道(株)経営企画部参事役
21	野岩鉄道(株)常務取締役鉄道部長
22	わたらせ渓谷鉄道(株)総務企画部長
23	(一社)栃木県バス協会
24	(一社)栃木県タクシー協会
25	東日本高速道路(株)那須管理事務所長
《その他関係団体》	
26	(株)下野新聞社代表取締役社長
27	(株)とちぎテレビ
28	(株)エフエム栃木代表取締役社長
29	(株)足利銀行
30	(株)栃木銀行
31	宇都宮大学学長